

平成20年9月24日

滋賀県健康福祉部 食の安全推進室長 様  
滋賀県動物保護管理センター所長 様

アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟  
会 長 大 森 六 己

動物愛護団体アーク・エンジェルズまたは林俊彦に係る動物取扱業の  
登録について

またしても、住民合意のないままに多数の犬が、酒波犬舎に持ち込まれました。頭数も健康状態もなにも事前には知らされておられません。

去る9月15日の夜、高島市役所環境政策課職員が、施設内の関係者に、犬が持ち込まれるかどうかを尋ねたところ、「持ち込むことはない」という返答があったばかりの強行行為です。

昨年11月の強行搬入以来、杜撰な排水処理、期成同盟役員への傷害事件など、地元民は沸き上がる怒りを押さえることができません。

このような中、市環境政策課から、動物取扱業の登録申請が行われているという報告がありました。私たちは、決して動物愛護や登録制度を否定している訳ではありませんが、このような状況下での登録については、十分慎重に検討していただきますよう要請します。

その理由ですが、刈り取った草を水路に流して下流集落で水が溢れました。本人は認めませんが逸走が3例目撃されていて、深夜に住宅の敷地に不法侵入したこともあります。施設内のドラム缶で野焼きをして、煙と異臭が風下に及んだこともあります。冬には施設内に積もった雪を水路に捨てて、下流集落の住宅が浸水することがありました。そして、1月20日の傷害事件等々、地元は多大の迷惑を被っています。

また、未だ施設整備が不十分です。犬舎内の排水は浄化槽で処理されますが、処理能力は50頭が限界です。薬剤等毒性の物質は完全に処理はされないと考えています。ドッグランについては、今までどおり地下浸透処理です。雨水についても、排除する場所がありません。騒音、毛の飛散、逸走等についても、的確な防止対策が行われているようにもみえません。

そして、先日の闇にまぎれての強行搬入です。

こうしたことから、登録業務については、十分慎重に取り組んでいただきますことを切実にお願いします。とりわけ、50頭を超える犬の糞尿処理について、適切な指導を要請します。

また、保管業の登録申請者は誰なのでしょう。動物愛護団体アーク・エンジェルズは、犬の所有権を争点とした訴訟で、「団体としての組織が整っておらず、団体としての意思決定がなされていない。」と判決が出た団体であることを申し添えます。大阪市動物管理センターが、彼らに対し、事実上犬の譲渡が受けられないようにしている例もあることから、毅然とした対応を期待します。

さて、どうして、九州の病犬を滋賀県が受け入れなければならないのでしょうか。事件を知った者の素朴な疑問です。所在地の動物管理センターへの抗議と、今後の防止策を強く要望します。

現在、MA 米に端を発して「汚染米」や「メラミン混入」問題が社会を席捲し、農林水産省の対応が糾弾されています。こうしたことから、私たちは、彼らをもたらす環境被害から始まる、高島発の近江米への国内流通における評価にも、大いなる危惧を覚えるところです。

県民生活の安全安心のため、人と動物とが共生する豊かな社会づくりのため、私たちの声に耳を傾けていただきますよう心からお願い申し上げます。